

未来投資戦略 2018

— 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革 —

平成 30 年 6 月 15 日

第1 基本的視座と重点施策 1

1. 基本的考え方 1

- (1) はじめに
- (2) 「新しい経済政策パッケージ」の実施状況
- (3) 世界の動向と日本の立ち位置
- (4) 「Society 5.0」の実現に向けた戦略的取組

2. 第4次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：「Society 5.0」 4

- (1) 「生活」「産業」が変わる
 - ① 自動化：移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消
 - ② 遠隔・リアルタイム化：地理的・時間的制約の克服による新サービス創出
- (2) 経済活動の「糧」が変わる
- (3) 「行政」「インフラ」が変わる
- (4) 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
- (5) 「人材」が変わる

3. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」 . 8

- (1) ① 「自動化」：次世代モビリティ・システムの構築プロジェクト
- (1) ② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト
- (2) 「経済活動の糧」関連プロジェクト
- (3) 「行政」「インフラ」関連プロジェクト
- (4) 「地域」「コミュニティ」「中小企業」関連プロジェクト

4. 経済構造革新への基盤づくり 14

- (1) データ駆動型社会の共通インフラの整備
 - ① 基盤システム・技術への投資促進
 - ② AI時代に対応した人材育成と最適活用
 - ③ イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携
- (2) 大胆な規制・制度改革
 - ① サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換
 - ② プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備
 - ③ 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

5. 今後の成長戦略推進の枠組み 18

- (1) 「産官協議会」の設置
- (2) 未来投資会議と各府省の今後の取組

第2 具体的施策

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等・21

[1] 「生活」「産業」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1. 次世代モビリティ・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進
 - ii) 自動運転の実現に向けた制度整備
 - ① 安全性の一体的な確保
 - ② 交通ルール
 - ③ 責任関係
 - iii) 技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等
 - iv) 次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組
 - v) 海上交通の高度化に向けた自動運航船の実用化への取組

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

- (1) KPIの主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
 - ① オンライン資格確認の仕組み
 - ② 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用
 - ③ 介護分野における多職種の介護情報の連携・活用
 - ④ PHRの構築
 - ⑤ ビッグデータとしての健康・医療・介護情報解析基盤の整備
 - ii) 勤務先や地域も含めた健康づくり、疾病・介護予防の推進
 - ① 総合的な認知症対策、高齢者の社会参加等の促進、介護予防
 - ② 保険者によるデータを活用した健康づくり・疾病予防・重症化予防、健康経営の推進
 - ③ 健康管理・予防に資する保険外サービスの活用促進
 - iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進
 - ① 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護データベースの実装
 - ② ロボット・センサー、AI技術等の開発・導入
 - ③ 書類削減、業務効率化、生産性向上
 - ④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進
 - iv) 先進的医薬品・医療機器等の創出、ヘルスケア産業の構造転換
 - ① 先進的医薬品・医療機器等の創出のための基盤整備
 - ② AI等の技術活用
 - ③ ヘルスケア産業の競争力強化、構造転換
 - v) 国際展開等

3. 次世代産業システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) モノのサービス化・ソリューション化
 - ① サプライチェーンにおけるデータ連携の促進
 - ② ロボット技術の社会実装
 - ③ 現場力の強化のための人材支援、デジタル人材の育成・確保
 - ④ モノのサービス化・ソリューション化を進めるルール整備
 - ii) バイオ・マテリアル革命
 - iii) 宇宙ビジネスの拡大
 - iv) 航空機産業の拡大

[2] 経済活動の「糧」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

1. エネルギー・環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進
 - ii) IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新
 - ① IoT、AI、ブロックチェーン等を活用した高度なエネルギー・マネジメントの推進
 - ② デジタル技術の活用による 3R ビジネスの革新
 - ③ イノベーションを活用した資源安全保障の強化
 - iii) 地域のエネルギーシステム最適化等と環境保全
 - ① 地産地消型エネルギーシステムの構築等
 - ② 福島新エネ社会構想の推進
 - ③ 気候変動への適応の推進
 - iv) エネルギー・環境産業の国際展開

2. FinTech/キャッシュレス社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し
 - ii) ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進
 - iii) 金・商流連携等に向けたインフラの整備
 - iv) キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

[3] 「行政」「インフラ」が変わる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）・・・・・・・・・・ 50

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 旗艦プロジェクトの推進
 - ① 個人向けワンストップサービスの実現
 - ② 法人向けワンストップサービスの実現
 - ③ デジタルファースト法の整備
 - ii) マイナンバー制度の利便性の向上
 - ① 公的個人認証（JPKI）等の利便性向上
 - ② マイナンバー制度の利活用推進
 - iii) 官データのオープン化
 - iv) AI・RPA を活用した業務改革
 - v) デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備
 - ① 府省横断の推進体制の整備
 - ② 地方公共団体における制度環境等の整備
 - vi) 世界で一番企業が活動しやすい国の実現
 - ① 裁判手続等の IT 化の推進
 - ② 貿易手続・港湾物流等の改善
 - ③ 不動産取引関連サービスのデジタル化
 - ④ 建築関係手続のオンラインによる簡素化
 - ⑤ 動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化・・・・・・・・ 58

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) インフラの整備・維持管理の生産性向上
 - ii) 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上

3. PPP／PFI 手法の導入加速・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) コンセッション重点分野の取組強化等
 - ii) 成果連動型民間委託契約方式の普及促進

[4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる	68
1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現	68
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 農業改革の加速	
① 生産現場の強化	
② バリューチェーン全体での付加価値の向上	
③ データと先端技術のフル活用による世界トップレベルの「スマート農業」の実現	
ii) 輸出の促進	
iii) 林業改革	
① 原木生産の集積・拡大	
② スマート林業の推進	
③ 生産流通構造の改革	
④ 木材需要の拡大	
⑤ 研究開発の推進	
iv) 水産業改革	
① 水産政策改革の推進	
② 改革の後押し	
2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現	76
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 次世代モビリティ・システムの構築を通じた新たなまちづくり	
ii) IoT の活用を通じた安全・安心なまちづくり	
iii) 地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり	
3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化	79
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 政策課題と施策の目標	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 中小企業・小規模事業者の IT などの先端設備の投資促進 (横の軸)	
ii) 各業種における生産性向上の具体的な取組の促進 (縦の軸)	
iii) 円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝	
iv) 中小企業支援機関の強化	
v) 経営人材や中核人材の確保など人材・ノウハウ支援の強化	
vi) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、地域での戦略的取組	
vii) 中小企業・小規模事業者の生産性革命に向けた環境整備	

4. 観光・スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 観光
 - ① 観光資源の魅力高め、地方創生の礎に
 - ② 観光産業を革新し、国際競争力高め、我が国の基幹産業に
 - ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
 - ii) スポーツ産業の未来開拓
 - ① スポーツを核とした地域活性化
 - ② スポーツの成長産業化の基盤形成
 - ③ スポーツの海外展開の促進
 - iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化
 - ① 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済の好循環実現
 - ② 文化芸術資源を核とした地域活性化
 - ③ コンテンツを軸とした文化産業の強化

II. 経済構造革新への基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

1. 基盤システム・技術への投資促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) データ連携活用基盤の構築
 - ① 産業データの連携・活用
 - ② パーソナルデータの利活用
 - ③ 民間企業分野のデジタル・トランスフォーメーションの促進
 - ii) サイバーセキュリティの確保
 - iii) 新たな技術・ビジネスへの対応
 - ① ブロックチェーン技術の活用
 - ② IoT 技術・サービスの普及促進
 - ③ シェアリングエコノミーの促進
 - ④ テレワークの普及
 - ⑤ 「Society 5.0」を支える通信環境の整備
 - ⑥ 4K・8K の推進
 - ⑦ 放送・コンテンツビジネスの未来像を見据えた取組の推進

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 大学等における AI 人材供給の拡大
 - ii) 初等中等教育段階における AI 教育の強化
 - iii) 産業界における AI 人材等の育成・活用の拡大
 - iv) 官民コンソーシアム等による産学連携教育の具体化
 - v) 大学等におけるリカレント教育等を活用した AI 人材等の裾野拡大

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) ダイバーシティの推進
 - ① ダイバーシティ経営の推進
 - ② 女性活躍の更なる拡大
 - ③ 高齢者、障害者等の就労促進
 - ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現
 - ① 長時間労働の是正、健康確保
 - ② 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
 - ③ 最低賃金の引上げ
 - ④ 多様な選考・採用機会の拡大
 - ⑤ 多様で柔軟なワークスタイルの促進
 - ⑥ 治療と仕事の両立支援
 - iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備
 - ① 日本版 O-NET の創設等による労働市場の「見える化」
 - ② 主体的なキャリア形成の支援
 - ③ HR テクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計
 - ④ 解雇無効時の金銭救済制度の検討

2-3. 外国人材の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 高度外国人材の受入れ促進
 - ① 外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組
 - ② 高度外国人材の受入れ拡大に向けた入国・在留管理制度等の改善
 - ii) 新たな外国人材の受入れ
 - iii) 外国人の受入れ環境の整備

- ① 生活環境の改善
- ② 就労環境の改善
- ③ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化
- ④ 総合的対応策の抜本的見直し

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援・・・・・・・・・・ 118

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築・・・・・・・・・・ 118

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 大学改革等による知的集約産業の創出
 - ① 大学経営環境の改善
 - ② 人材流動性の向上・若手の活躍機会の創出
 - ③ 研究生産性の向上
 - ④ ボーダーレスな挑戦（国際化、大型産学連携）
 - ii) 我が国が強い分野への重点投資

3-2. ベンチャー支援強化・・・・・・・・・・ 123

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) グローバルに活躍するベンチャー企業の創出・育成
 - ii) イノベーションと創業
 - iii) 新規産業の創出

4. 知的財産・標準化戦略・・・・・・・・・・ 126

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

[2] 大胆な規制・制度改革・・・・・・・・・・ 128

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方・・・128

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備
 - ii) プラットフォーム選択環境の整備
 - iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

2. 投資促進・コーポレートガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) コーポレートガバナンス改革
 - ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上
 - iii) 中長期的投資の促進
 - iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進
 - ① 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
 - ② 家計の安定的な資産形成の促進
 - ③ 高齢化社会に適合した金融サービスの提供
 - ④ 金融・資本市場の利便性向上と活性化
 - ⑤ 東京国際金融センターの推進
 - ⑥ 成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進

3. 国家戦略特区の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) バーチャル特区型指定制度の活用
 - ii) 地域における規制改革

[3] 海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 政策課題と施策の目標
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - i) 「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成
 - ① 民間企業等による取組の支援
 - ② 「Society 5.0」の国際標準化
 - ii) 日本企業の国際展開支援
 - ① インフラシステム輸出の拡大
 - ② ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
 - ③ データ流通・利活用に係る国際共通認識・ルール形成
 - ④ 中堅・中小企業の海外展開支援
 - ⑤ 高度外国人材の活躍推進
 - iii) 日本の魅力を活かす施策
 - ① 対内直接投資の促進
 - ② クールジャパン
 - ③ 「日本型IR（特定複合観光施設）」の整備促進
 - ④ 2025年国際博覧会の誘致
 - ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年：転職入職率 9.0%

⇒2016年：8.0%

《KPI》(新)2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%

⇒2017年：3.7%

《KPI》(新)2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%

⇒2017年：10.9%

《KPI》2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%

⇒2015年：53.1%

《KPI》(新)2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍

⇒2017年：13.9% (2012年：11.5%)

(2) 政策課題と施策の目標

「Society 5.0」の社会実装が進む中、従来の仕事の一部はAIで行うことが可能となる一方、個人に求められるスキルは飛躍的に高度化・専門化する。こうした変化に対応するためには、内部労働市場中心の人材活用から脱却し、労働市場全体で人材の最適活用を進め、あらゆる人材が自らに適した仕事で生産性を最大限発揮する必要がある。

このため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価・処遇の仕組みを普及させるとともに、女性、高齢者、外国人等が活躍できる場の拡大に取り組む。個々の人材が、ライフスタイルやライフステージに応じて最も生産性を発揮できる働き方を選べるよう、選択肢を拡大する。

また、ICTの普及・進化は、テレワーク、クラウドソーシング、副業・兼業など、従来の「正社員」と異なる新たな働き方を拡大させているが、こうした動きを後押しするためのワークルールを整備する。

さらに、労働市場に存在するジョブや求められるスキルの「見える化」、キャリアコンサルティングの充実など、人材の主体的なキャリア形成を促し、最適なマッチングにつなげていくためのインフラ整備を進める。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) ダイバーシティの推進

①ダイバーシティ経営の推進

- ・中長期的な企業価値につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、

コーポレートガバナンス改革等を推進し、取締役会においてジェンダーを含む多様性と適正規模を両立させる。また、企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示項目の追加等「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」(平成 29 年 3 月ダイバーシティ 2.0 検討会取りまとめ)を改訂し、「なでしこ銘柄」等の選定基準に反映させる。

②女性活躍の更なる拡大

- ・コーポレートガバナンス・コードの改訂等も踏まえ、上場企業の女性役員の状況や ESG 投資における女性活躍情報の活用状況の公表を進める。また、女性の役員人材の育成に向け、女性役員育成研修及び修了者人材バンクの充実・強化を行うとともに、関係府省で人材育成研修の認証等の仕組みを検討する。
- ・「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を着実に進める。また、平成 35 年度末までに放課後児童クラブの更なる受け皿拡大を図ること等を内容とする新たなプランを本年夏に策定する。
- ・女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後 3 年の見直し」に着手し、本年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。
- ・セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」(平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、被害者のプライバシーの保護、行為者に対する厳正な対処、研修等の実施、相談窓口の整備等の徹底に取り組む。
- ・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性に育児に対する当事者意識を持たせるための取組や子供と関わるパターンの提示、企業による男性社員への休業・休暇取得促進など、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状を是正するための総合的な対策を講ずる。

③高齢者、障害者等の就労促進

- ・企業における定年延長等の促進やハローワークにおける再就職支援の強化に取り組むとともに、シルバー人材センターを活用したマッチングの促進も含め、フリーランスなど雇用によらない働き方といった多様な就業の選択肢を拡大する。また、継続雇用により定年後も同一の企業で働き続ける高齢者の処遇の在り方について検討を行う。
- ・本年 4 月から法定雇用率を引き上げたことに伴い、障害者の更なる雇

用拡大や働きやすい環境の整備を図るため、障害者一人ひとりの特性に応じた支援の充実・強化やサテライトオフィスなどの ICT を活用した働き方のモデルの構築等に取り組む。

- ・障害者や刑務所出所者、生活困窮者など「働きづらさ」を抱える者の就労を推進するための「ソーシャルファーム」について検討を進める。

ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方の実現

①長時間労働の是正、健康確保

- ・時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等を行う。
- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のため、パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正により、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等を行う。

③最低賃金の引上げ

- ・最低賃金について、年率3%を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。中小企業等における生産性の向上に資する設備投資等の促進など、賃金・生産性向上に向けた支援を行うとともに、生活衛生関係営業者向けの収益力向上セミナー等を推進する。

④多様な選考・採用機会の拡大

- ・若者雇用促進法に基づく指針や「年齢に関わりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」の経済界への浸透を図り、企業に対し、新卒者等の個々の事情に配慮した通年採用や秋季採用の導入、転職・再就職の受入れなどの指針に基づく取組を促す。
- ・さらに、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえ、新卒者等の中長期的なキャリア形成が可能な地域拠点を有する大企業等に対し、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みの導入を促す。
- ・労働移動支援助成金等については、初めて中高年齢者を採用する企業への助成を拡充するなど、キャリアアップ・キャリアチェンジを後押しすることに重点化して再構築する。
- ・中小企業等の中核人材確保に向けて、大企業等からの労働移動を円滑

にする環境整備として仲介支援機関等を整備する。

⑤多様で柔軟なワークスタイルの促進

- ・職種限定、地域限定等「多様な正社員」について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討する。
- ・テレワークの普及に向けて、適正な労働時間管理を促しつつ、テレワークが生産性の向上等にもたらす効果について、「テレワーク・デイズ」を通じて周知する等により経営層の意識改革を進める。
- ・副業・兼業の促進に向けて、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。
- ・国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関し、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める。
- ・フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、契約内容の決定などのルールの明確化、契約の履行確保、報酬額の適正化、スキルアップやキャリアアップなどの諸課題に関して、労働政策審議会等において、諸外国の法制の動向等も参考としながら、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討を進める。
- ・企業が個人として働く者(フリーランス等)に仕事を発注した場合に、過大な秘密保持義務、不当に低い報酬、成果物の受領拒否・利用等の制限など受注者の利益を不当に奪う行為があったときは、「優越的地位の濫用」等として、独占禁止法上問題となり得ることについて、公正取引委員会と関係省庁が連携して、業界団体等への周知を図る。
- ・労働者が、健康を確保しつつ、自律的に働き創造性を最大限に発揮することを支援するため、高度プロフェッショナル制度を創設する。

⑥治療と仕事の両立支援

- ・病気の治療と仕事の両立に向けて、主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する人材の養成、企業・医療機関に向けたマニュアルの作成等により企業と医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図るとともに、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

iii) 主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

①日本版 O-NET の創設等による労働市場の「見える化」

- ・職業情報提供サイト「日本版 O-NET」について、平成 32 年からの稼働に向けて、AI・データ分野の専門家から知見を得つつ、民間人材ビジネス、企業等とのデータ連携や AI・ビッグデータの活用も視野に入れ、データの収集・分析や更新、ユーザーインターフェース、「職場情報総合サイト」等との連携など、具体的な設計・開発の検討を進める。
- ・ホワイトカラー職種に求められる能力（知識、技能、コンピテンシー等）を明確化し、効果的なマッチング等につなげるため、民間人材ビジネスと連携して、ジョブ・カードや求人情報等を収集・分析することを通じて、職業能力診断ツールを開発する。

②主体的なキャリア形成の支援

- ・労働者が「気づき」の機会を得て、主体的にキャリア形成を行えるよう、年齢、就業年数、役職等の節目において企業内外でキャリアコンサルティングを受けられる仕組みの普及、ジョブ・カードの活用促進やキャリアコンサルタントの資質向上に取り組むとともに、長期の教育訓練休暇制度の導入支援など学び直しに資する環境整備を進める。
- ・出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。

③HR テクノロジーを活用した企業の人事機能の再設計

- ・企業が働き方改革、生産性向上、人材育成などの様々な経営課題に対応できるよう、経営戦略と連動した「人事機能」のあるべき方向性を検討し、これを実現するために有用な HR テクノロジーの活用の方向性や事例等を提示し、普及支援策を検討する。

④解雇無効時の金銭救済制度の検討

- ・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

2-3. 外国人材の活躍推進

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012年5月）から2017年12月までに高度外国人材と認定された外国人数は10,572人

《KPI》2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増（「留学生30万人計画」の実現）

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は188,384人（2017年5月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生78,658人を加えると267,042人（2017年5月時点）

(2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

また、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

これらの取組に併せて、自国外での就労・起業を目指す外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等が魅力的となるよう、政府横断的に外国人の受入れ環境の整備を進めていく。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 高度外国人材の受入れ促進

①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

ア) 外国人留学生などの外国人材受入れ施策の有機的連携

我が国企業のニーズに応じた外国人留学生などの外国人材の受入れを促進するべく、関係府省庁間での連携を深め、関係省庁による以下の様々な施策等を統合的に実施するための体制を構築する。

- ・在外公館、日本貿易振興機構（JETRO）、国際交流基金、日本学生支援機構（JASSO）などの海外事務所及び国内大学の海外拠点の緊密な連携の下、入国前に日本語教育を提供するとともに、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信し、一気通貫で日本への送り出しにつなげる体制を構築する。
- ・大学・企業・自治体等の連携の下、外国人留学生と中堅・中小企業双方の事情に精通する専門家の活用等を通じ、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる仕組みを作る。また、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設により、留学生と企業とのマッチングを推進する。

イ) JETRO のプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信・ワンストップサービスの提供

関係府省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、JETRO によるプラットフォームを本年度から始動し、来年度から本格稼働させる。

- ・日本の生活・就労環境、入管制度、高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業等の情報、日本での就労を希望する外国人留学生が在籍する大学等の情報など一連の情報とともに、関係省庁等が実施するインターンシップ、ジョブフェア、セミナーなどの各種イベント情報を JETRO に集約し、外国人及び我が国企業双方の目線に立った分かりやすい形で発信するポータルサイトを構築する。
- ・企業や高度外国人材・外国人留学生からの採用や就労に関する問い合わせを一元的に回答するワンストップサービスを提供する。
- ・高度外国人材に精通した専門家を活用し、中堅・中小企業に対して採用に際しての手續や課題解決、外国人材が活躍するための就労環境整備、我が国での安定的な定着までの伴走型支援を提供する。

②高度外国人材の受入れ拡大に向けた入国・在留管理制度等の改善

- ・外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を本年中に開始する。
- ・外国人留学生の国内での就職を支援するため、一定の基準を満たす企業に就職予定の留学生については、在留資格変更申請時に提出する資料の簡素化を図るとともに、地方入国管理局に留学生の就職支援に係る専用の相談窓口を設け、在留資格変更申請に係る様々な事前相談に対応する。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。

ii) 新たな外国人材の受入れ

真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

ア) 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

イ) 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

ウ) 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務

上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

エ) 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講ずるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

オ) 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

カ) 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

iii) 外国人の受入れ環境の整備

①生活環境の改善

ア) 外国人児童生徒に対する日本語指導等の充実

・日本語指導・生活指導等を担う教員・支援員の専門性向上を図るべく、

教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデルプログラム」を開発し、その普及を促す。

- ・多言語翻訳システムなど ICT の活用促進等により、外国人児童生徒や保護者とのスムーズな意思疎通を図り、きめ細やかな就学相談や充実した日本語指導等を実施する。

イ) 日本語教育全体の質の向上

- ・日本語教師の質の向上を通じ日本語教育水準を高めるべく、日本語教師養成・研修機関が実施すべきプログラムを開発し、その普及を促すとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討する。
- ・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自学・自習できる ICT 教材の開発に本年度中に着手し、来年度以降速やかに提供する。

②就労環境の改善

- ・高度外国人材の専門性の発揮や公正な評価・処遇につながる雇用管理改善の取組の指標となる好事例集の普及啓発を図り、魅力ある就労環境整備を促していく。
- ・外国人雇用管理アドバイザーや「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による人事・労務管理等に関する相談対応を通じ、高度外国人材の雇用の改善を図る。

③在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

ア) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ・外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を本年度から開始する。
- ・各種識別番号の活用を通じた行政機関間の情報連携により、在留外国人の在留状況（就労状況、身分の変動等）を法務省が正確かつ確実に把握することにより、在留資格手続の際に提出を求めている各種証明書の提出を不要とするなど、申請手続上の更なる負担軽減を図るための制度の在り方を検討する。

イ) 在留管理基盤の強化

- ・法務省が把握する外国人本人の情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、両省間で情報共有

を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための仕組みを本年夏から開始する。また、更なる把握の徹底など在留管理基盤の強化を図るべく、各種識別番号の活用を検討し、その結論に応じた必要な措置を講ずる。

- ・受入れ外国人材に係る業種・職種・在留資格別などの就労状況を正確に把握する仕組みを検討し、本年度中に結論を得る。

④総合的対応策の抜本的見直し

外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、平成18年に策定された『生活者としての外国人』に関する総合的対応策（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

(1) KPIの主な進捗状況

《KPI》2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指す。

⇒1,244億円（2016年度実績）

《KPI》2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする

⇒3.42%（2016年度実績）

(2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の進展により資本集約型経済から知識集約型経済に経済構造が変化中、知と人材の集積拠点である大学・国立研究開発法人のイノベーション創造への役割は重さを増しつつある。

これまでの改革により、大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化を図ってきたところであるが、今後、世界と互して競争を行うためには、イノベーションの果実が次の研究開発に投資されるイノベーションエコシステムを産学官が協力して構築することが必要である。

このため、改革の要となる学長等のリーダーシップに基づくガバナンスの下、強みを有する分野へ投資を集中することで、特色のある研究・教育活動を展開するとともに、その取組の「見える化」等を更に進め投資を呼び込み民間資金等を獲得する経営への転換の一層の促進を加速する。これらの取組に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議が司令塔として取りまとめた「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、産学官連携して推進する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 大学改革等による知的集約産業の創出

① 大学経営環境の改善

- ・研究大学における学長（経営責任者）とプロボスト（教学責任者）の機能分担、経営協議会の審議活性化、経営人材キャリアパスの形成等を含む大学ガバナンスコードを来年度中に策定し、大学の自主性・特性を踏まえつつ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うガバナンスを実現する指針を示す。

- ・大学経営に広く学外の声を取り入れ、産業界等の手法の取入れ加速を図るため、国立大学への産業界等からの複数外部理事登用に向けた国立大学法人法の改正等のルール化を進めるとともに、大学改革・経営に携わる当事者間の横の連携を強化・組織化し経営課題や解決策について意見交換・情報提供する場である「大学改革支援産学官フォーラム（仮称）」を来年度から設置する。
- ・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について次期通常国会への提出を念頭に作業を行う。
- ・経営に課題のある大学の救済とならないよう配慮しつつ、国公私の枠組みを超えて大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人（仮称）」制度の創設について来年度中に検討する。
- ・研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて本年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。
- ・国立研究開発法人等において、成果活用等を支援する法人を通じた民間企業等との連携促進、研究成果の活用促進に向けた出資対象範囲や出資可能な主体の拡充等により、イノベーション創出機能の強化を図る。

②人材流動性の向上・若手の活躍機会の創出

- ・人材の流動性の向上・若手の活躍機会の創出を図るため、国立大学教員について、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の完全導入を目指して段階的に拡大し、シニア教員について、在職期間の長期化により処遇が有利にならない仕組み⁵を整備するなどの人事給与マネジメント改革を進める。加えて、給与面でのインセンティブ設定等により民間資金等を柔軟に活用したクロスアポイントメント制度を積極的に活用する。

③研究生産性の向上

- ・研究生産性の向上を図るため、競争的研究費の一体的な見直しに来年度から着手する。
 - －科学研究費助成事業及び科学技術振興機構戦略的創造研究推進事

⁵ 例えば、退職手当の在り方の見直し、任期制の導入、国家公務員の定年の引き上げに関する検討動向等を反映した給与水準の見直し等

業について、若手関連種目への重点化を図るとともに、新興・融合領域の開拓に資する挑戦的な研究を推進する。

－その他の各府省の競争的研究費についても、若手の育成や支援を重視した仕組みの導入や充実を検討する。

－加えて、プロジェクト型競争的研究費により雇用される若手等が当該プロジェクト以外の研究活動を行う際の要件について、本年度中に考え方を整理する。

- ・来年度から若手研究者を中心に新興・融合領域の開拓や挑戦的な研究の強化も含め、研究生産性の高い事業等へのリソースの重点投下・制度改革や、若手研究者を対象とした研究能力の向上及び研究者ネットワークの構築にも資する海外特別研究員事業の拡充、共同利用・共同研究体制の強化等を図る研究力向上加速プランを実施する。
- ・若手研究者等が、競争的な環境の下、腰を据えて研究に取り組み自身のキャリアを構築できるよう、卓越研究員事業の実施等により、活躍の場の確保や研究マネジメント力の向上を図る。
- ・産学官連携を支え、生産性の飛躍的向上の基盤となる高速電子計算機施設、放射光施設、中性子線施設等の先端的な研究施設・設備の整備・共用やポスト「京」の開発を進めるとともに、大学等有する研究設備・機器等を有効活用するための研究組織内共用システムについて平成 32 年度末までに 100 組織を目指して展開し、複数大学、高等専門学校、公設試等が連携した研究機器相互利用ネットワークを構築する。

④ボーダーレスな挑戦（国際化、大型産学連携）

- ・来年度中に総合科学技術・イノベーション会議において、海外資金獲得増大に資する海外ファンドの獲得や我が国大学・国立研究開発法人と外国企業との共同研究に関し、安全保障貿易管理等に配慮しつつ、外国企業との連携に係るガイドラインを策定する。
- ・大学における産学連携マネジメント体制の強化を図るため、オープンイノベーション機構の整備を推進し、大学等有する技術シーズの「見える化」を進める。加えて、大学、産業界、TL0 のネットワーク強化を図るなど、オープンイノベーションネットワークの構築を目指す取組を来年度から開始する。
- ・地域大学等の特徴ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進する。その際、自治体主導でさまざまな主体の参画のもと、デザイン思考による地域の社会課

題解決を通じて、地域の新産業創出とイノベーションエコシステムの形成を図る。

- ・海外留学支援及び外国人留学生・研究者の受入れの促進や戦略的な情報発信を通じた大学の国際化を進める。また、本年度から開始される卓越大学院プログラムにおいては、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、企業や海外トップ大学との共同研究を通じ、「Society 5.0」等を担う高度な博士人材の育成を推進する。
- ・高等専門学校について、技術者教育の特色を基盤に、大学等との連携により機能を補完する等、「Society 5.0」時代を担うIoT、ロボティクス、サイバーセキュリティ等の技術者の育成に資する高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を来年度から推進する。
- ・「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議策定）を踏まえた全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるファクトブックを本年度に充実化するとともに、大学と産業界とのマッチング等の共同研究等を拡大する方策について本年度末までに検討を行う。

ii) 我が国が強い分野への重点投資

- ・「Society 5.0」の実現に向け、制度改革と一体となって、基礎研究から実用化・事業化を見据えた一貫通貫した戦略で研究開発から社会実装までを目指す戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)、民間投資誘発効果の高い分野の研究を加速する官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM) 等を引き続き着実に推進するとともに、その成果の社会実装やその研究開発マネジメント手法の各府省への横展開を図る。
- ・新たな価値やサービスの創出を通じた生産性革命に貢献するため、民間投資を誘発しつつ、新しい試みに挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。
- ・世界を先導する経済的・社会的価値の創出に向け、我が国の基礎科学力・人的基盤の強みを最大限に活かして、世界の第一線で活躍する人材の糾合の場となり国際頭脳循環の核となる世界トップレベルの研究拠点や、情報科学技術を核として「Society 5.0」の実現を目指す先端中核拠点の形成を着実に進める。
- ・研究拠点や研究基盤の整備に当たっては、知識集約社会の形成を目指

- し、国際的に優位な学術情報通信基盤等やこれまでの集積を活用するとともに、組織のトップのマネジメントの下、内外のトップ研究者を結集し、イノベーション・ベンチャーのエコシステムの構築等を通じて、産学官の枠を超え、リソースを結集して行う。
- ・学術研究のみならず高い産業利用ニーズが見込まれ、我が国の研究力強化と生産性向上に貢献する、軟 X 線向け高輝度 3GeV 級放射光源（次世代放射光施設）について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
 - ・社会・経済に破壊的なイノベーションをもたらすものとして世界で研究開発投資が拡大する量子科学技術について、産学官連携を強化するための拠点構築の推進など、戦略的な取組を推進し、生産性革命に貢献する。
 - ・我が国が「強み」を有し、産業基盤を支えるナノテク・材料分野に関して、国内外の動向やサイバー技術、ロボット技術等の進展によるパラダイムシフトを踏まえた新たな研究開発戦略を本年秋までに策定し、着実に実施する。
 - ・健康・医療・介護、製造現場等のリアルデータやセンサーとの実装技術等我が国が強みを有する分野と AI 技術との組合せによる技術開発を産学官で社会実装まで推進する方策と、良質な少数データから学習する AI 等、現在の AI 技術の弱みを克服する AI 基盤技術について明確にした、人工知能技術戦略実行計画を本年夏までに策定する。
 - ・民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法についての検討を踏まえ、IoT ネットワーク基盤技術、AI によるネットワーク最適制御技術などの情報通信技術に関し、基盤技術の開発と並行した利活用技術の開発の推進方策や、挑戦的なテーマ・目標の達成を競うコンテスト型研究開発といった民間活力を活用した新たな制度の導入について本年度中に結論を得る。

3-2. ベンチャー支援強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す

⇒2014 年～2016 年の 3 か年平均：0.025%

《KPI》(新) 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン⁶)又は上場ベンチャー企業⁷を 2023 年までに 20 社創出

(2) 政策課題と施策の目標

「Society 5.0」の社会実装において、イノベーションの担い手であるベンチャー企業は重要な存在であるが、我が国発のユニコーン・ベンチャーは依然として少なく、また、各国・各地域間でのベンチャー・エコシステム競争はますます激化している。

このままでは日本は世界の成長に取り残されるのではないかと、今こそグローバルに成長するベンチャー企業を生み出すために英知を結集すべきではないかという危機感のもと、世界で勝つことのできる有望なベンチャー及びそれらの候補を創出する若者に対して政策リソースを重点化することにより、我が国経済を牽引するような企業を創出することが求められている。

このため、我が国の強みを活かし、官民が一丸となってあらゆる政策を総動員すること等を通じて、我が国のベンチャー・エコシステムの構築を加速し、グローバルなベンチャー企業を生み出していく。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) グローバルに活躍するベンチャー企業の創出・育成

- ・世界で活躍するベンチャー企業創出のため、政府と JETRO、NEDO 等が連携し、認定スタートアップに対する海外進出支援等の官民による集中プログラム (J-Startup) を開始するとともに、年度内を目途に参画省庁を拡充する。また、シリコンバレー等の海外エコシステムを活用し、起業家・スタートアップの成長支援及び海外起業家の呼び込みを進める。
- ・外国人起業家の呼び込みに向けて、起業活動を支援する「スタートア

⁶ ユニコーン企業数 米国 114 社、中国 62 社 (CB Insights 2018 年 2 月末データ)

⁷ 2018 年度当初時点で、創業していない又は創業 10 年未満の企業を対象とする

ップ・プログラム（仮称）」に基づき、外国人起業家に対し起業準備のため最長1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を本年中に講じ、運用を開始する。

ii) イノベーションと創業

- ・政府系機関及び官民ファンド等の連携強化や官民ファンドの統合等による収益構造の改善等を図るとともに、実現困難な構想等への挑戦に係る支援の仕組み等について検討を開始する。
- ・ベンチャーによる施策申請コストを削減する「ベンチャー支援プラットフォーム」について、各省にまたがるベンチャー関連施策の一元的な窓口にするべく、関係省庁と連携し、年度内を目途に対象とする施策を拡充する。
- ・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを本年度中に策定する。
- ・大企業やベンチャーキャピタル（VC）が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。具体的には、実用化開発に係る事業費等の支援とともに、VC等の専門家による経営指導等、研究開発型ベンチャーの創業・成長を支援する。
- ・イノベーションに向けたリスクマネーが不足している状況等を踏まえ、日本政策投資銀行の投資業務を通じたリスクマネー供給の強化や、秋までに定める投資方針を踏まえた産業革新機構の新ファンド組成などを活用し、国内外をまたがる成長資金の供給を図るとともに、特に、イノベーションエコシステムの構築に向けた支援等を通じた都市部から地域への資金循環を促す取組を強化する。
- ・大学等によるギャップファンドによる支援やライセンス提供の際の新株予約権の活用等により、大学発ベンチャー等への、起業前段階も含めた資金調達の円滑化等を促進する。
- ・アントレプレナーシップを有するが技術シーズを持たない経営者候補人材と、技術シーズを持つ研究者とをマッチングさせ、スピード感を持って支援する体制を構築する。
- ・創薬・バイオをはじめとする赤字先行型の研究開発型ベンチャーが新興市場において中長期的視座から評価され、成功例の創出につながるよう、上場前後のベンチャー企業が国内外の機関投資家向けに情報発信する機会を提供するとともに、新興企業の健全な成長を後押しすべ

- く、本年度中に新興市場の在り方を検討する。
- ・ICT分野におけるシーズ技術の発掘/育成→事業化→グローバル展開を継続的に支援する「ICTスタートアップ・チャレンジ（仮称）」を来年度から順次開始する。具体的には、「異能vation」プログラム等において、チームマッチング・メンタリングの充実や、事業化・グローバル展開への橋渡し支援等に官民で取り組む。
 - ・ベンチャー企業の特許について、本年秋までに、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。
 - ・本年より、創業期のベンチャー企業を対象として、ベンチャー企業支援の経験を有する専門家からなるチームによりベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援する。

iii) 新規産業の創出

- ・日本発の新たな技術・市場の創出を目指し、量子コンピュータ時代のソフトウェア開発を先導するトップ人材を育成するとともに、AIやビッグデータの次の破壊的なイノベーションを生み出すため、主にIT・データ分野の基礎研究等に従事する若手研究者に対する複数年の研究支援制度を創設する。

4. 知的財産・標準化戦略

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。

⇒2016 年度実績は平均 14.6 月

《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15% とする。

⇒2016 年度実績は 15%

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。

⇒2018 年 5 月末実績は、12 件

(2) 政策課題と施策の目標

IoT、ビッグデータ、AI 等の活用の進展等を背景として、時代の変化に機敏に対応するのみならず望ましい変化を自ら作り出す、プロイノベーション戦略を基調とする新たな知的財産戦略が必要となっている。

このため、新たな知的財産戦略ビジョンを策定し、同ビジョンに基づき、これからの時代に対応した人材・ビジネスの育成、新たな挑戦・創造活動の促進、新たな分野の仕組みのデザインを促進する。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

- ・データや AI の徹底的な利活用による「Society 5.0」時代の経済成長を実現するため、中長期の社会展望と知財システムの在り方を提示する「知的財産戦略ビジョン」(平成 30 年 6 月 12 日知的財産戦略本部決定)に基づき、毎年「知的財産推進計画」を決定し、知財・標準化戦略を推進する。
- ・IoT、AI、ビッグデータ等の新技術による社会変革(イノベーション)を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・「経営デザインシート」(平成 30 年 5 月 9 日知的財産戦略本部)等の普及、投資家向けの報告書や金融機関による事業性評価等での活用促進を通じて、企業が知財の価値を評価しつつ将来のビジネスを構想する

- 取組を推進する。
- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。
 - ・不正競争防止法におけるデータの不正取得等に対する差止めの創設等の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、不正競争防止法に関する普及・啓発などの必要な措置を講ずる。
 - ・民間の国際標準化活動やルール形成についての支援を拡充するとともに、司令塔機能（政府CSO（Chief Standardization Officer））の在り方の検討を進め、「Society 5.0」を日本発のイニシアティブとして国際社会に発信するための国際標準化の在り方について、官民が連携して検討する。
 - ・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成 30 年 4 月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。

[2] 大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／

プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／
競争政策の在り方

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》(新) 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出<再掲>

(2) 政策課題と施策の目標

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させる。

このため、生産性向上特別措置法に基づき、こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)の円滑な導入を図る。

また、規制の「サンドボックス」制度の活用を視野に入れつつ、従来の産業分類にとらわれない革新的なビジネスが次々と登場してくる中で、いわゆる業法のような縦割りの発想に基づく仕組みにつき、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

さらに、第4次産業革命の進展の中で大きな役割を果たしているいわゆるプラットフォーム事業者が公正かつ自由な競争をゆがめることのないようその在り方について検討を進める。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備

- ・内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用しようとする者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口(新技術等社会実装推進チーム(仮称))を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談(新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等)をきめ細かく行うものとする。
- ・関係府省庁等は、あらかじめ、一元的窓口を經由して申請された新技術等実証計画を迅速に審査する体制を構築する。また、各府省庁等は、

新技術等実証の推進部局を、規制所管部局以外に、設置するものとする。

ii) プラットフォーム選択環境の整備

- ・新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。
- ・このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参入要件の緩和等）、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保などについて、関係省庁で検討し、本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。

iii) 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討

- ・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る。〈再掲〉

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

⇒日本（TOPIX500）：4.0%

米国（S&P500）：5.4%

欧州（BE500）：4.7%

※いずれも昨年4月から本年3月の期間における各企業の年次決算について本年5月下旬時点で算出。

(2) 政策課題と施策の目標

企業が過去最高水準の収益をあげる中、持続的な経済成長を成し遂げるためには、この企業収益を活かして、研究開発投資や人材投資を含め、生産性を高める投資を積極果敢に進める必要がある。

そのため、企業が設備投資や賃上げに積極的に取り組むことができる制度上の環境を整備するとともに、企業が株主をはじめ従業員、顧客、取引先、地域社会などの様々な関係者（ステークホルダー）との適切な協働により持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応を図ることができるよう、コーポレートガバナンス改革を進める。

また、活力ある金融・資本市場の実現を通じて、円滑な資金供給が促進されるよう、高齢化社会に適した金融サービスの提供や、市場環境の整備を図る。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンス改革

昨年5月のスチュワードシップ・コードの改訂に続き、本年6月に、コーポレートガバナンス・コードを改訂した。また、あわせて、両コードの附属文書として、機関投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（対話ガイドライン）を策定した。

これらの取組を受け、コーポレートガバナンスの強化や、果敢な経営判断、大胆な事業再編等を促進すべく、以下の取組を進める。

- ・環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際

性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。

- ・企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を来年春頃を目途に策定する。
- ・自社株対価の M&A の促進のため、産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価 M&A に関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る。

ii) 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に、分かりやすく提供されるようにするために、来年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、関係省庁は引き続き制度・省庁横断的な総合的な検討を行い、以下の取組を進める。

- ・経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。
- ・株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、本年度中に結論を得る。
- ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(平成 29 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定)を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。
- ・関係機関等と連携し、国際会計基準 (IFRS) への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を

行う。

iii) 中長期的投資の促進

環境・社会・ガバナンス（ESG）等の持続可能性をめぐる課題を適切に考慮することは、負の外部性の最小化、企業価値・経済全体の安定的成長のために重要であり、国際的潮流でもある。このため、以下の取組を通じ、企業の戦略的投資や、ESG 要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示などの情報提供や対話、投資手法の普及等を図る。

- 企業と投資家が「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス -ESG・非財務情報と無形資産投資-」（平成 29 年 5 月 29 日経済産業省策定）の活用を表明できる仕組みと場を本年度中に整備することにより、ガイダンスの更なる周知・浸透、活用促進を図り、持続可能な価値を生み出す企業の取組に対する国内外の資金を呼び込む。
- 金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドラインを本年 6 月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を本年度中に発行する。また、本年度中に TCFD 提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。
- 環境情報の開示について、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を進め、平成 33 年度までに本格運用を目指すとともに、国際的な潮流も踏まえつつ、関係省庁が連携して、温室効果ガスの排出削減量などの環境情報の実効的な開示を促進する。
- 環境要素を企業経営等に戦略的に取り込む優れた企業（環境サステイナブル企業）の具体像を市場に向けて示す取組やグリーンボンド発行促進プラットフォームの本格運用を本年度中に実施することを通じて、企業価値向上に向けた取組や投融资判断に環境要素を織り込むグリーンファイナンスを促進する。
- 中長期的に ESG 投資を促進するべく、ESG 金融懇談会において、我が国内における金融全体へ ESG 要素の考慮を浸透させる方策について、本年 6 月末までに提言をまとめ、その後、提言を踏まえた ESG 情報リテラシーの普及などの施策を実施する。

iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

経済成長や国民生活の向上を図るためには、金融・資本市場が十分に機能を発揮し、質の高いサービスが提供されるとともに、資金の最終的な出し手である家計の金融資産がバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのためには、市場の各主体が、相互牽制の下、より高次の専門性を発揮することにより、市場における自らの責務を果たし、リスクとリターンの適切な評価が行われる、より良い均衡を実現していくことが必要である。

このため、以下の取組を総合的に進めていく。

①「顧客本位の業務運営」の確立と定着

- ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関の営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透していくよう、金融機関等に対するモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等により、金融機関の取組の「見える化」を一層進める。

②家計の安定的な資産形成の促進

- ・本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャンネルを通じた取組を進める。

③高齢化社会に適合した金融サービスの提供

- ・確定拠出年金（DC）について、本年5月に施行される中小事業主掛金納付制度や簡易企業型年金制度の周知を行うとともに、個人型確定拠出年金（iDeCo）も含め、運営管理機関の営業職員による加入者等への運用の方法の情報提供を可能とするなど、私的年金制度の普及・充実に図る。
- ・金融機関における、老後の資産運用・取崩しを含めた資産の有効活用に適した金融商品・サービスの提供のほか、成年被後見人の財産の保護の仕組みの充実など、高齢者が安心して資産の有効活用を行えるようにする環境整備を図る。

④金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物市場について、電気事業者等との調整を踏まえた円滑な開設を早急に確保するよう、積極的に取り組む。また、決済リスクの削減や市場の

効率性の向上等を図るため、株式・社債等について来年中の T+2 化の着実な実施を促す。

⑤東京国際金融センターの推進

- ・海外金融事業者の誘致促進等に向け、「国際金融都市・東京」構想の具体化を進める東京都とも連携しつつ、金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリー」を加速する。その際、許認可などの審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：昨年4月に東京に本部事務局を開設）において、グローバルな監査品質の向上のための議論に積極的に関与する等、本格的な稼働に向け、積極的に支援を行う。

⑥成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給の促進

- ・政府出資（産業投資）のより適切な管理運営の検討を進めつつ、産業投資を活用して民間資金の呼び水とし民間主導によるリスクマネーを供給する特定投資業務などの日本政策投資銀行の投資機能の強化や、産業革新機構の新ファンドの活用を図る。

3. 国家戦略特区の推進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る<再掲>

⇒2017年10月公表時24位(前年比2位向上)

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)<再掲>

⇒2016年10月公表時3位(前年比1位上昇)

(2) 政策課題と施策の目標

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、岩盤規制改革の続行と更なる推進が不可欠であり、その強力な「突破口」として、国家戦略特区の取組を一層促進する。

従来、国家戦略特区の指定は、①広域型の都市圏、②革新的な改革に取り組む自治体のいずれかを念頭に、複数メニューを集中的に活用する特区指定を行い実現してきた。その特例措置の中に、特区以外でもニーズが特に高いメニューがあり、実証地域を増やし横連携で取り組む。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) バーチャル特区型指定制度の活用

- ・国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、本年度内に結論を得る。

ii) 地域における規制改革

- ・国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、以下の規制改革の実現に取り組む。
 - 一国家戦略特区内において、待機児童解消までの措置として、地方公共団体が取り組む「保育支援員」を活用した「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を創設、支援するとともに、厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。
 - 一オンライン服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬

- 品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。
- 一 銀行口座の開設が難しい外国人労働者への賃金支払を円滑化する観点から、賃金の確実な支払などの労働者保護に十分留意しつつ、現行認められている銀行口座及び証券総合口座以外の口座への賃金支払（資金移動業者が開設する口座への送金）の導入可能性について検討を行う。